

### 3 授業・学習指導の基本技術

#### (1) 発問や指示、説明

#### 発問や指示、説明の 違い

授業は、児童生徒に向けられた発問や指示、説明等の指導者の言葉によって方向付けられたり、深められたりする。

発問や指示、説明には、指導者の意図により、次のような種類が考えられる（〔例〕は、小学校国語科を想定している。）。

#### 【発問】

○知識・理解を確認する発問

〔例〕「この文の『ふわりと』は、文の中のどの言葉をくわしくしていますか。」

○考えさせるための発問

〔例〕「主人公はどんな性格でしょうか。また、どうしてそう思ったのですか。」

#### 【指示】

○まとまった学習活動を説明する指示

〔例〕「登場人物の人物関係図を書きましょう。そして、どんな関係か、その説明を短い言葉か一文で入れましょう。」

○活動を促す指示

〔例〕「先生の方を向きましょう。」

○判断をさせるための指示

〔例〕「どちらかを選んで自分の考えを書きましょう。」

#### 【説明】

○ひとまとまりの内容を伝えたり、理解させたりするための説明

〔例〕「登場人物の性格を考えるには、その人物の行動や言葉、表情などを結び付けて想像してみることが大切です。」

指導に際しては、これらの発問や指示、説明のねらいを明確に意識して、バランスよく組み合わせて、授業を進めるようにする。

#### 発問や指示、説明の 基本

指導の際には、発問や指示、説明の意図を明確にして内容を考え、実際に伝える言葉として具体的に考えておくようにする。そのことにより、児童生徒の学習活動をねらいに即した方向に導いたり、児童生徒の思考を深めたりする効果的な発問や指示、説明を行うことができる。また、授業で実際に行った発問や指示、説明については、その都度、受け手としての児童生徒の反応などを参考にして振り返り、より適切な発問や指示、説明となるように心掛ける。

#### 効果的な発問や指 示、説明のために

効果的な発問や指示、説明のためには、次の点に留意する。

#### 【発問や指示、説明をする前】

○それまでの学習活動を一旦止め、顔を話し手に向けさせる。一呼吸置き、児童生徒が指導者に集中できていることを確かめてから話す。

#### 【発問や指示、説明をしているとき】

○発問を言い換えてすり替えたり、違う発問を重ねたりすることは避ける。  
○途中で質問を受け付けたり、それに答えたりすることは避ける。

○同じ方向ばかり見ないで、全体を見渡しながらかつ話す。

【学習活動の途中で発問・指示するとき】

○活動の区切りがつくまで待ち、活動をきちんと中断させて、集中させてから話す。指導者も何かをしながらの発問や指示をしない。

【発問や指示の後】

○内容で分からないことがないかを確認する。

○挙手している児童生徒がいても、全ての児童生徒に自分で考え判断できる時間を与えるため、少し間をおいてから指名する。

【児童生徒の発言を聞くとき】

○「なるほど」と相槌を打つなど、全ての児童生徒に対して受容的に聞く。

○児童生徒の発言をすぐに否定せず、児童生徒同士で考えさせるようにする。

○指導者がすぐに答えを言ってしまったり、児童生徒の発言を最後まで聞かずに、勝手に言葉を補ったり、言い換えたりしない。

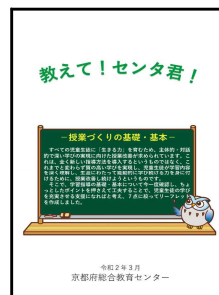
### 個に応じた指導として行う助言

発問や指示、説明等は、基本的には学級の児童生徒全員に向けたものであるが、必要に応じて個々の児童生徒に向けた助言として、個別に行う必要がある場合もある。その際、次の点に留意する。

○つまづいていることは何か、困っていることは何かなど、支援を必要としている児童生徒の学習状況を具体的に把握する。

○自分で考えたり、努力や工夫をしたりするなどして、児童生徒が自らの力で課題を解決できるような支援となるようにする（例えば、すぐに答えを教えたり、行き過ぎたヒントを与えたり、作業等を代わって行ったりすることなどがないようにする。）。

○助言等をした児童生徒については、その後の様子をよく観察し、その効果が表れているかを見極めた上で、努力や成果を認めたり、さらに必要な助言等を行ったりする。



#### 《参考資料》

- 「教えて！センタ君！」（京都府総合教育センター 令和2年3月）
- 「ユニバーサルデザイン授業～発達障害等のある子どもを含めて、どの子にもわかりやすい授業～」（京都府総合教育センター 平成25年2月）

**多様な学習形態を取り入れる意義**

児童生徒が主体的に学習に向かうためには、教師の説明を一方向的に聞くだけでなく、一人一人が主体的に活動できる場面を用意することが必要である。そのためには、グループやペア等の少人数で話し合ったり、個別に学習課題に取り組んだりできる形態を学習のねらいや内容に応じて様々に工夫することが必要である。少ない人数で学習活動を行うことにより、児童生徒一人一人の発言や活躍の機会が増えるとともに、話しやすい雰囲気の中で、考えたことや感じたことなどをのびのびと表現したり、聞き合ったりすることができ、児童生徒の主体的な学習活動を促すことになる。

ただし、多様な形態を設定することが、そのまま主体的・対話的で深い学びに直結するわけではない。その形態で、何をどのような目的で行うのかを、児童生徒が具体的に理解できるようにするとともに、十分な活動時間を設定することや、児童生徒が指導者に頼らず自分の力で活動できるよう手順や進め方を事前に十分指導しておくことなど、いくつか留意すべきことがある。

**形態ごとの特徴と留意点**

指導や学習活動を行う際には、それぞれの形態の特長や働きが効果的に生かせるよう留意して指導することが重要である。

**【一斉】**

学級全体の児童生徒を対象にして進める形態である。指導者が説明したり、児童生徒と問答をしたりして、全員で同じ内容の学習を進める。児童生徒が受け身にならないよう、説明の仕方、発問、教材・教具等の工夫が求められる。

**【グループ】**

グループで、考えを交流したり、話し合ったり、作業等を協力して進めたりする。グループ活動の結果や成果等は、学級全体に向けて発表させるなどして共有する。

グループの学習活動を始める前には、学習活動のねらいと内容、手順等を明確にしてから進めるようにする。また、グループの全員が発言したり、作業に携わったりできるように、司会やリーダー役を中心に活動が行えるよう事前に十分指導しておく。

グループ活動が始まった後は、児童生徒の主体的な活動を見守る立場で指導し、必要な指導や助言は、グループのリーダーを通して行うようにするのも一つの方法である。

**【ペア】**

ペアを組み、簡単な内容について、比較的短い時間に話し合い、作業を行う。

ペアの一方だけの発言や活動に偏らないように、話し手と聞き手が適宜交代したり、均等に役割を分担したりすることなどを活動前に十分指導しておく。

## 【個別】

児童生徒が個別に学習に取り組む形態である。計算問題や制作作業、ノートへの記述、テスト等、日々の授業や学習活動で、児童生徒が自分の力で学習課題に取り組み、着実に学力を身に付け、自分の考えを構築できるようにするために、1時間の授業の中に個別の形態を適切に取り入れることが重要である。

また、個別に学習に取り組んでいる時間に、一人一人の学習状況を把握し、必要な場合は個別に指導・助言を行う。個に応じた指導、指導と評価の一体化を図る上でも、指導者がこの機会を有効に生かすようにすることが重要である。

## 授業への組入れ方

1時間の授業の中に様々な学習形態を組み入れる際には、形態それぞれの特長を生かして、相互の関連や組合せを工夫することが必要である。

例えば、学習活動のねらいと内容、手順などを確実に理解させるために【個別】の前に【一斉】を設定したり、【個別】で構築した自分の考えを【グループ】で話し合わせたりする等、学習活動の流れに即した組合せが考えられる。

また、【グループ】での学習活動がうまく進められていない状況が見られた場合には、一旦【一斉】に戻してから、再度【グループ】での活動に取り組ませるなど、児童生徒の状況に応じて、臨機応変に学習形態を変えていくことが必要である。

### 《参考資料》

- 「学習指導案ハンドブック」（京都府総合教育センター 令和3年3月）

**板書の機能と活用の  
仕方**

板書は、発問や指示、学習形態と並んで、授業を進める重要な要素である。学習指導案を考える一環として、板書する内容や構成を十分検討し、計画的に板書が行えるようにする。その際、次に示すような板書の機能を理解し、授業のねらいと児童生徒の実態や学習課題に応じて、効果的な板書の仕方を工夫することが重要である。

**【学習内容を整理  
してポイントを  
示す】**

板書の機能の中で、最も重要なものは、その時間の学習内容を整理し、そのポイントを分かりやすく提示することである。児童生徒は、板書に書かれた言葉や図、矢印等の記号を見ながら学習活動を進めることで、授業の内容を整理した形で理解することができる。また、板書をノートに書き写すことで学習内容を再度整理し、その時間の学習成果を定着させることができる。授業後の板書を見て、その時間の学習内容が大まかに分かるようであれば、その授業と板書が望ましいものであったとすることができる。

そのような授業に生きる板書とするためには、事前に授業の内容を十分検討し、文言や構成をしっかりと計画しておくことが最も重要である。

**【学習活動の流れ  
をつくる】**

児童生徒の主体的な学習活動を中心とした授業の場合には、学習活動の進め方や方法などを書き出すことで、板書を学習活動を進める手引きとして使うことができる。

その際には、学習のめあてやねらい、課題等を明確に示し、①、②など番号を付けて手順を示したり、時間の目途を書き込んだりするなど、児童生徒が実際に板書を見ながら学習活動を進めることができるよう工夫する。

**【教材を提示する】**

文章の一部やグラフ、写真など、一つの資料に注目させて一斉指導を進める際には、黒板にそれらの資料を書き出したり、貼り出したりすることで、板書そのものを教材として活用することができる。

その際には、授業のどの時点で、どのようなねらいで、どのような資料を提示するのか、事前に十分検討しておく。また、授業の進展に合わせてグラフや資料に必要なことを書き込んだり、修正したりするなど、資料をどのように使うのか、教材研究を十分行っておくようにする。

**【児童生徒の発言  
を位置付ける】**

学級全体で話し合ったり、交流したりする場面では、児童生徒の発言を取り上げ、認めたり、関連付けたりすることが必要である。発言内容の要点を要領よく板書していくことで、授業の流れの中に児童生徒の発言を位置付け、

生かしていくことができる。また、板書によって話合いのテーマや考える方向などを示すことで、話合いや交流の話題や論点を明確にし、学習活動を円滑に進めることができる。

その際、児童生徒の発言を全て黒板に書こうとすると、授業の流れが遅くなったり、発言内容が簡潔に整理できなかつたりと、かえって児童生徒の理解を妨げることになる。同じ意見をまとめたり、相違点のみを取り上げたり、キーワードのみを書いたりするなど、整理した板書になるよう工夫する。

### 【作業をする】

計算問題を解いたり、実験結果をグラフにまとめたりするなど、学級全員が注視する中で学習活動を行わせたいときには、黒板を作業（書いたり、消したり、修正したりするなど）の場として活用する。黒板を一つのノートと見立てることで、共同しながら作業や学習を進めることができる。

その際、黒板の一部で作業を進める一方で、内容を整理したり、ポイントをまとめたりできるスペースを確保しておく。場合によっては、小黒板や短冊黒板、マグネットシート等を活用するなど、黒板のスペースを有効に活用する。

### 板書の技術（ポイント）

黒板に文字を書く際には、濃く、しっかりした線で正しい筆順を意識して書くようにすることが基本である。また、タテやヨコの文字の並びや、行の頭や間隔をそろえるなど、見やすく美しい板書とするよう常に心掛けたい。そのためには、ゆっくりていねいに書く習慣を身に付けることが大切である。学年が上がるにつれ、板書する内容が増え、文字を書く速度も速くなっていく傾向があるが、児童生徒は板書を手本として、文字を書いたりノートにまとめたりする力を身に付けていくことを考えると、教材としての役割を果たせるよう、意識して板書に臨むことが重要である。

また、指導者が黒板に向かっている時にも、背後の児童生徒に気を配り、学習の様子を把握しておくことが必要である。そのためには、板書に集中しすぎず、児童生徒の方を振り返ったり、声をかけたりする余裕をもって板書を行うことが大切である。

なお、色覚異常等のある児童生徒がいることを考慮し、判断しにくい色を避けたり、色を見分けにくい児童生徒にも情報が伝わる工夫をしたりするなどの配慮をする必要がある。

### 板書計画

授業計画の一環として、板書計画を立てておくことで、効果的な板書を行うことができる。板書計画は、1時間の授業の終了時点を想定して、文言やレイアウトなどを検討しながら一枚の用紙に書き出していく。時間の目途や、留意点を欄外に書き込むなど、授業に役立つ板書計画となるよう工夫する。

### 3 授業・学習指導の基本技術

#### (4) ノート指導

#### ノートの機能

ノートには、学習内容を整理して記録したり、計算や漢字の練習をしたり、考えなどを書いてまとめたりするなど、いくつかの機能がある。

授業の中で児童生徒にノートを書かせるときには、教科や学年、その時間の学習内容や学習活動に応じてこれらの機能を組み合わせ、効果的な形式を選んで書かせるようにする。また、小学校では、ノートの書き方や整理の仕方など、基本的な方法や留意点等を具体的に指導する。中学校及び高等学校においても、生徒が自ら進んでノートを有効に活用できるようにしたい。教科の特性や児童生徒の発達段階に応じたノートの書き方や活用の仕方を指導していくことが必要である。

#### ノート指導の基本

ノート指導は、板書を写させることから始まる。

小学校低学年相当の発達段階では、黒板に書かれていることをていねいに間違いなく書き写すことを重視する。その際、文字や記号、レイアウトなどもそのままに書き写せるよう、板書する一行の文字数を児童のノートのマス目に合わせたり、児童の書く速さに合わせて書いたり、ノートの何行目のどのマスから書き始めるのかを明確に指示したりするなど、細かな配慮や指導が必要である。ノート指導の基本として、例えば、次のような指導が考えられる。

- 鉛筆を正しく持ち、よい姿勢で書く。
- 書くときは、手でノートを軽く押さえる。
- 下敷きを敷いて、濃くしっかりした線で書く。
- 文字は、マス目をいっぱいに使ってていねいに書く。
- 線を引くときは、定規を使う。
- 書き終わったら、読み直して、間違いがないかを確認する。
- 書き間違えたときは、消しゴムでしっかり消してから書き直す。
- 書き終わったら、その都度、鉛筆や消しゴムなどを筆箱に片付ける。

なお、小学校低・中学年相当の発達段階では、板書を写す時間を授業の中に設定し、落ち着いて確実に書き写せるようにすることが重要である。

児童が板書を写すことに慣れてきたら、ノートのはじめに日付を書いたり、授業の終わりに「振り返り」を書き加えたりするようにして、“黒板を写す”ことから“ノートに書く”ことへつないでいくようにする。小学校中学年相当の発達段階では、板書を写すことを基本にしながら、そこに自分なりに気付いたことを書き加えたり、記号や矢印等を使って整理したりするなど、自分なりの“ノートの書き方”を工夫できるようにしていく。

小学校高学年相当の発達段階では、ノート紙面のレイアウトを工夫して重要な内容を目立つようにしたり、疑問や考え等を書き入れたりするなど、自

分が理解したことや考えたことを整理して書き表すことに重点を置くようにする。

中学校以降は、教科によってノート書き方も多様になってくる。生徒が自分自身でノートの書き方を工夫し、学習内容や思考過程を整理するために効果的にノートを活用できるよう、各教科において具体的に指導することが必要である。また、授業中に書くノートに加え、予習や復習でも積極的にノートを活用できるようにする。例えば、授業で解決したい疑問や課題を予習として整理しておいたり、復習として、写した板書をもとにして自分なりに授業内容をまとめ直したりするなど、生徒の主体的な学習につながるようなノート指導を行うことが重要である。その際、複数の指導者で同一学年を分担する場合もあり、指導の統一を図ることが大切である。

### 授業中でのノートの活用

板書を写す以外に、1時間の授業の流れの中に“ノートに書く”場面を設定することで、児童生徒を主体的に学習活動に向かわせたり、思考を深めさせたりすることができる。例えば、次のような指導が考えられる。

- 今日の「めあて」の次の行に、自分として特に考えてみたいことを「私のめあて」として書かせる。
- ここまでの授業で、分かったこととさらによく知りたいことを一つずつ書かせる。
- 賛成か反対か自分の立場を決めて、その理由を三行で書かせる。
- グループで話し合ったことをもとに自分の考えを話すために、話したいことのキーワードを三つ書かせる。

### ノートの評価

児童生徒のノートは、適切な時期に集めるなどして、計画的に評価する。評価の際は、まず、文字やレイアウト、内容の整理の仕方などの基本的な技能について評価し、努力を要する状況にある児童生徒には、必要な指導を確実に行う。また、児童生徒の創意や工夫した点についても具体的に評価し、参考となるものは、学級全体に積極的に紹介するなどして、よりよいノートづくりに向けて、児童生徒が意欲をもって、主体的に取り組めるようにする。

### 読み書き等が困難な児童生徒への合理的配慮

視覚機能（視力・眼球運動・両眼の連携・遠近の調節等）や運動機能（手指操作性・身体を動かすイメージ等）、その他の要因から読み書きが困難な児童生徒がいないか確かめるとともに、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じた合理的配慮を、学校として提供する必要がある。



### 3 授業・学習指導の基本技術

#### (5) 教材・教具の活用

##### 補助教材

授業では、副読本や問題集など教科書以外の教材を使用する場合がある。これらは、主たる教材である教科書を補充し指導効果を高めるのに有益適切なものとして「補助教材」と呼ばれ、法律（学教法第34条他）でその使用が認められている。ただし、補助教材の使用に際しては、教育委員会へ届出又は承認の手続きが必要である（地教行法第33条）。

##### その他の教材・教具の選定

授業では、補助教材の他にも、図鑑や本に掲載されている写真や図、グラフや表などの統計資料、新聞の記事やコラム等の文章などが学習の参考となる教材として使用される場合がある。また、児童生徒が使用する用具や実験器具、制作に使用する道具など多様な教具が使用されている。これらの教材・教具を使用することで、学習の内容をさらに深く理解したり、実技・実習をスムーズに進めたりすることができる。

補助教材以外の教材・教具を使用する際には、市町（組合）教育委員会への届出や承認の必要はないが、その種類、特徴や利用法を十分研究し、各教科等の目標・内容や児童生徒の実態等に即して適切かつ有効なものを、校長の指導、承認を経て選択しなければならない。

教材・教具の選択に当たっては、次の点に留意する必要がある。

- 学習指導要領、教科書等が示す目標や内容に準拠しているか。また、使用する学年・学期に適したものであるか。
- 主たる教材である教科書と照らして、どのような内容を補充し、どのような指導効果が期待できるものであるか。
- 児童生徒の発達の段階や経験に即したものであるか。
- 時間、費用、大きさ、安全性等の点で、指導計画の中に無理なく組み込むことができ、使いやすいものであるか。

##### 教材・教具の効果的な活用

教材・教具を効果的に活用するためには、次の点に留意しなければならない。

- 教材・教具の特性や期待される効果を把握し、使用するねらいを明確にした上で、効果的に活用する。
- 学習指導のどの場面でどのように使用するのか、あらかじめ指導計画の中に適切に位置付け、明記する。
- 図やグラフなどの資料を使用する際には、情報源の信頼性を十分確かめ、インターネット上の情報に安易に頼ることがないようにする。
- 説明や実演に使用する教具（例えば、コンパスや定規等）については、あらかじめ使ってみるなどして操作の方法を熟知しておく。
- 児童生徒に使用させる教具や道具等については、指導者が事前に使ってみるなどして、安全性を確認しておく。また、安全な使用方法について、児童生徒に十分指導し、事故やけが等のないように十分配慮する。

## 著作権の保護

一般に、著作物に含まれる文章や絵、音楽などをコピーして使用する際には、著作権者の了解（許諾）を得る必要がある。ただし、学校などの教育機関においては、その公共性から例外的に著作権者の了解（許諾）を得ることなく、授業の教材としてコピーし配付するなど一定の範囲で利用することができる（著作権法第35条第1項）。

ただし、著作権者の了解なしに利用できる条件として、以下の点に留意しなければならない。

- 営利を目的としない教育機関であること。
- 授業を担当する教員やその授業等を受ける児童生徒自身が複製、公衆送信（自動公衆送信の場合は送信可能かを含む）、公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達すること（指示に従って作業してくれる人に頼むことは可能）。
- 授業のために著作物を使用すること。
- 必要な限度内の部数や送信先等であること。
- すでに公表されている著作物であること。
- その著作物の種類や用途などから判断して、著作権者の利益を不当に害しないこと（ソフトウェアやドリルなど、個々の児童生徒等が購入することを想定して販売されているものをコピーする場合等は対象外）。
- 慣行があるときは「出所の明示」をすること。

この例外措置には、上記の他、試験や検定のために、他人の作品を使って試験問題を作成し配付すること（同第36条）、発表用資料やレポートの中で他人の作品を「引用」して利用すること（同第32条第1項）、文化祭や部活動などで他人の作品を上演・演奏・上映・口述（朗読等）すること（同第38条第1項）などが含まれる。

## 特別な支援を要する児童生徒のための教材・教具の活用

障害のある児童生徒の学びの充実を図るためには、障害の状態や特性を踏まえた教材を効果的に活用し、適切な指導を行うことが必要である。

特別支援学校等においては、個々の障害の状態や特性等に応じて、適切な教材を活用し、児童生徒一人一人に合った教育を実施することが大切である。

小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校においても、教科書に加え、児童生徒一人一人の教育的ニーズに合わせた適切な教材等を活用することで、様々な困難を取り除いたり減らしたりすることができる。例えば、文章を目で追いながら音読することが困難な場合には、語のまとまりや区切りが分かるように分ち書きされたものを用意したり、読む部分だけが見える自助具（スリット等）を活用したりすることが考えられる。

### 《参考資料》

- 「障害のある児童生徒の教材の充実について（報告）」（文部科学省 平成25年8月）
- 「著作権テキスト～初めて学ぶ人のために～」（文化庁著作権課 令和2年度）

### 3 授業・学習指導の基本技術

#### (6) ICTの活用

#### ICTとは何か

ICT (Information and Communication Technology) は、一般に「情報通信技術」と訳される。ネットワーク通信による情報・知識の伝達とともに、コミュニケーションの実現も含んだ情報通信技術であると考えられる。

情報手段を活用した学習活動を充実するためには、国において示す整備指針等を踏まえつつ、校内のICT環境の整備に努め、児童生徒も指導者もいつでも使えるようにしておくことが重要である。

#### GIGAスクール構想

多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、子どもたち一人一人に公正に個別最適化され、資質・能力を一層確実に育成できる教育ICT環境の実現に向けて、「GIGA (Global and Innovation Gateway for All) スクール構想」が令和元年度から開始された。校内通信ネットワークの整備、義務教育課程の児童生徒1人1台端末の整備とICT活用により、個別最適な学びと協働的な学びの実現が求められている。

なお、令和2年当初からの新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休校等により本構想は前倒しされ、京都府内は令和2年度内に児童生徒1人1台端末の整備が完了し、令和3年度からICTを活用した新時代の学びが本格実施され、義務教育諸学校での活用が始まっている。

#### ICT機器の種類

情報提示のためのICT機器は、次の2種類に分けられる。

- 出力系 (プロジェクタ、大型ディスプレイ、電子黒板等)
- 入力系 (教科書準拠デジタルコンテンツ、実物投影機、インターネット、デジタルテレビ放送、DVD等による教育コンテンツ等)
- ※コンピュータ、インターネット及び校内ネットワークは、情報提示を支えるための基本インフラといえる。

#### 授業でのICT機器活用例

ICT機器が最もよく活用されるのは、教材等を拡大提示するときである。拡大提示することにより、学級の児童生徒全員から教材がよく見え、拡大したものを指すことで、指導者の説明が伝わりやすくなる。ICT機器を使って拡大提示するには、例えば、次のような方法がある。

- 実物投影機 (書画カメラ) やタブレット端末で教科書や児童生徒のノート、実物を撮影し、大型ディスプレイに提示する。
- デジタル教材を電子黒板に映し、書き込みをする。
- タブレット端末で撮影した写真にデジタルペン等で書き込みをする。
- タブレット端末を使って話し合いをまとめ、共有、提示する。

1人1台端末の導入により、更にネットワークを活用した遠隔授業や対面とオンラインを組み合わせたハイブリッド授業などが考えられる。デジタルかアナログか、遠隔・オンラインか対面・オンラインかといった「2項対立」ではなく、児童生徒に育成する資質・能力を考えた上でよりよい方法を選択し実践を重ねていくことが大切である。

#### ICT活用の留意点

- ICTの活用にあたっては、教育効果を上げるために、次の点に留意する。
- 指導のねらいに沿って、単元や題材のどの場面でICTを活用するか検討する。
- 授業でのICTを活用した提示の仕方を検討し、提示するタイミングや見せ方を工夫する。
- 授業後、ICTを効果的に活用できたかを振り返り、授業改善に生かす。また、授業の前には、自校に備えられた機器を確認し、それぞれの機器の使い方や接続の仕方をよく理解して、動作確認を行い、スムーズに使用できるように準備しておくことが必要である。

## 児童生徒のICT活用

義務教育課程の児童生徒に1人1台のタブレット端末が配備され、これを活用することで、学習意欲を高めたり、学習内容の理解を深めたり、互いに学び合う交流活動を充実させたりすることで主体的・対話的で深い学びの実現が期待できる。例えば、次のような活用事例が考えられる。

### 【資料を集める】

教科等の学習内容をより深く理解し、課題を解決するために最新の資料やデータなどから必要な情報を収集したり、多くの情報から必要な情報を選択したりするために、インターネットなどを活用する。

### 【考えたことをまとめる】

教科等で学んだことや、調べたこと、またそれらに対する自分の考えなどを文章でまとめたり、表や図、グラフにまとめたりする学習活動の際に、教室内でインターネットを使って学習支援を行うアプリを活用したり、ワープロソフトや表計算ソフトなどを活用したりする。

### 【分かりやすく表現する】

学んだことや自分の伝えたいことを表や図、グラフなどを用いて効果的に表現するために、プレゼンテーションソフトなどを使ってまとめ、ICTを活用して分かりやすく発表する。

### 【知識や技能の習熟】

繰り返し学習や個別学習をする際に児童生徒が個々にドリルなどに取り組んだり、教師が一人一人の学習状況を把握するためにソフトウェアなどを活用したりする。

### 【障害のある児童生徒に関するICT活用について】

たとえば、「読み」に困難があると、内容の理解（読解）に到達できず学習の本質に迫ることが難しくなるが、ICT機器等を活用し、「読んで理解する」から「聞いて理解する」学習方法に替えるという代替機能を活用し内容理解を促すことで、学習の本質に迫ることが可能となり、確かな学力の育成が期待できる。

現在、読み書き等に困難がある児童生徒に音声教材（パソコンやタブレット等の端末を活用する教材）を無償で提供している事業があり、児童生徒の実態に応じた活用が期待できる。

#### 《参考資料》

- 『令和の日本型学校教育』の構築を目指して（答申）（文部科学省 令和3年1月）
- 「新時代の学びを支える先端技術活用推進方策（最終まとめ）」（文部科学省 令和元年6月）
- 『未来の教室』とEdTech研究会第2次提言」（経済産業省 令和元年6月）
- 「授業がもっとよくなる電子黒板活用」（文部科学省 平成27年5月）
- 「障害のある児童及び生徒のための教科用図書等の普及の促進等に関する法律」（平成20年9月施行）
- 「京都府小学校プログラミング教育～育てていこう情報活用能力の森～」（京都府教育委員会 令和2年3月）
- 「1人1台端末時代の学びWeb研修動画」（京都府総合教育センター）
- 「ICTを活用した個に応じた指導法の研究(3)」（京都府総合教育センター 平成31年3月）
- 「ICTを活用した個に応じた指導法の研究(2)」（京都府総合教育センター 平成30年3月）
- 「読み書きに困難のある児童生徒へのICT機器等を活用した学習指導・支援の研究」（京都府総合教育センター 令和2年3月）
- 「読み書きに困難のある児童生徒のICT機器を活用した学びの研究」（総合教育センター 令和4年3月）
- 「タブレット端末を活用した教育実践データベース」（京都府総合教育センター 平成29年3月）

### 3 授業・学習指導の基本技術

#### (7) 家庭学習

#### 家庭学習の必要性・重要性

児童生徒が学校の授業だけでなく、家庭においても日常的に学習に取り組めるようにすることが重要である。家庭学習の指導は、学校で学習した内容を反復練習させて定着させるにとどまらず、児童生徒の学習意欲や自主的、自発的に学習に取り組む態度を育て、生涯にわたる学習習慣を身に付けさせる上で極めて重要である。特に、小学校低・中学年においては、基本的な学習習慣を身に付けさせるため、家庭学習の課題を具体的に設定して、家庭の協力を得ながら継続的に取り組ませることが必要である。

また、中学校及び高等学校においても、生徒の学習への意欲の持ちようや、学習の仕方など、発達段階に応じた様々な特質を踏まえて、生徒が主体的に家庭学習に取り組めるよう適切な指導を行うことが必要である。

#### 学校・指導者の役割

児童生徒の主体的に学習に取り組む態度を育てたり、学習の仕方を身に付けさせたりすることは、学校が授業等を通して果たすべき役割である。家庭学習は、それら学校での指導を前提にして、家庭の理解と協力の下に進められる取組であることを忘れてはならない。家庭学習の課題を課す場合には、学習内容や方法について、授業で必要な指導を行った上で、家庭にも適切に伝えていくことが必要である。

また、主体的、自発的な学習であることを重視するあまり、児童生徒本人や家庭に任せきりにすることがないように、家庭での学習の成果を適時に評価したり、学校での授業や学習に生かせるようにしたりするなど、事前事後の指導を適切に行うようにする。

#### 家庭への働き掛け

児童生徒が毎日の家庭生活の中で学習に集中して取り組むためには、静かで落ち着いた環境が整えられることが必要である。さらに、児童生徒が毎日継続的に学習に取り組み、習慣化させていくためには、生活や環境への配慮や、温かい励ましの言葉などが必要である。こういった家族からの働き掛けや思いやりが、児童生徒の学習意欲を支える上で非常に大切である。家庭学習の大切さなどを伝える際には、このような視点（基本的な生活習慣、学習環境、意欲を支えるサポート）を明確にして伝えていくことが重要である。

その上で、家庭へ協力を求める際には、どのような内容を、どのような方法で、どの程度まで目指すのか、家庭での取組内容を具体的に示すことが重要である。

## 家庭学習の内容

### 【習熟を図る学習 ・宿題】

漢字や計算の練習など、繰り返し学習することで習熟を図る内容を家庭学習の課題として課すことは、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得や学習の習慣化を図る上で有効である。小学校では、児童に過度の負担とならないように量や内容に配慮すること、課題内容を計画的に配置すること、学習の取組状況を確実に把握点検すること、児童自身が達成感を味わえるように目標設定を適切に行うことなどに留意して取り組むことが必要である。

中学校及び高等学校では、このような基礎的な学習を生徒自らが計画的、継続的に行えるよう、学習内容のポイントや効果的な学習の方法等をアドバイスするなど、主体的な学習活動を日常的に支援することが重要である。

### 【予習】

授業で学習する教材を前もって読んだり、必要なことを調べたり、自分なりに問題を解いたりするなど、家庭で予習に取り組むことは、授業の理解を深めるとともに、学習に対する積極的な姿勢を育てることにつながると考えられる。家庭で取り組む学習内容や方法について担任等が授業の中で十分指導し、予習として取り組んだことが確実に生かされるよう授業を工夫することが必要である。また、児童生徒が、自主的、自発的に予習に取り組めるよう、予習の仕方を指導したり、適宜働き掛けたりすることが求められる。

### 【復習】

学校での学習を振り返って、学習内容をまとめたり、繰り返し練習したりするなどの復習は、学習内容の定着を図る上で有効な家庭学習である。また、児童生徒にとっては一度学習した内容を繰り返すことから、自信をもって意欲的に取り組むことができる点でも、学習意欲の向上に資する取組である。ノートを使い方やワークシートを工夫することで、学年ごとの指導内容や児童生徒の発達段階に即した学習活動となるようにすることが必要である。

### 【児童生徒自らが 興味・関心に基 づいて行う学習 活動】

読書や日記、興味・関心に応じた自由研究など、児童生徒が自らの興味・関心に基づいて行う学習活動は、児童生徒の知識や技能を広め、学習全般に対する意欲を高めることに資する取組である。学校では、児童生徒の興味を喚起したり、関心を広げたりするきっかけとなる学習活動を教科等の授業で適宜取り入れることが求められる。

また、児童生徒が取り組んだ活動等に対して、指導者からの支援や評価を行うことで、さらに意欲を高めることにもつながる。

#### 《参考資料》

□ 「保護者向け啓発リーフレット『保護者のみなさんとともに』（小学校版）（中学校版）」

（京都府教育委員会 平成27年12月）

□ 「生活習慣・学習環境の改善を進める実践推進ガイドライン」（京都府教育委員会 平成22年3月）